

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

73

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

02 農業・農地

提案事項(事項名)

農山漁村振興交付金に係る調査等を都道府県を経由せずに実施すること

提案団体

岡山県、宮城県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的な内容

農山漁村振興交付金のうち、国が都道府県予算を経由せず、市町村や民間事業者等の事業を直接補助するものについては、その要望量調査等も、県を経由せず、国が直接実施するよう求める。

具体的な支障事例

農山漁村振興交付金のうち、国が直接補助する事業に係る要望量調査や整備した施設の利用実績調査については、実施要領や交付要綱等に都道府県を経由する旨の記載がないにも関わらず、運用として国から都道府県に調査依頼がきている。交付金を申請するために必要な農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第5条に基づく活性化計画の策定等は県を経由していないため、都道府県では事業の詳細を把握していない。要望量調査等に関する市町村からの問合せに不明点がある際は国に問合せをしており、業務が煩雑となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

調査に係る事務の執行が都道府県を経由せずに可能となり、都道府県においては事務負担の軽減が図られる。市町村においては、国への直接の問合せが可能となり、事務の迅速化・効率化が図られる。

根拠法令等

農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律、農山漁村振興交付金交付等要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

長野県、鳥取県、島根県、徳島県、大分県

○国が直接交付している事業について、事業評価の調整と取りまとめ報告の依頼もあった。交付事業に関する書類等が県には無く、かつ事業の詳細も把握していないため、提出書類の記載方法など市町村からの問い合わせに際して国に問合せをするなど業務が煩雑となっている。

○旧活性化整備対策における国の直接採択地区についても、要望量調査や活性化計画策定にあたる内容確認・修正等の依頼が県を経由しており、業務が煩雑になっている。

各府省からの第1次回答

御指摘のとおり、事業実施に当たっては国から市町村に直接支援するケースがあるため、施設の利用実績調査

等、市町村からの申請を受理した後に必要となる調査については、国から市町村に直接照会することを徹底する。事業実施前の要望量調査は、次年度の予算要求の基礎資料となるため、これまで通り都道府県から市町村に調査の周知をお願いしたいが、調査の回数・方法等により都道府県の負担軽減に努めてまいりたい。事業実施に際して市町村に直接支援できる農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション等整備事業)【定住促進対策型・交流対策型】について、申請後は都道府県を経由せずに資料等を国と市町村でやり取りしているケースもあるため、施設の利用実績調査等、市町村からの申請を受理した後に必要となる調査については、国と申請市町村で直接照会、やり取り等を行うことを徹底する。

なお、次年度に向けた要望量調査は、次年度の予算要求の基礎資料として利用しており、悉皆的に市町村の要望を把握する必要がある。今後、市町村に要望がある場合、農林水産省のホームページにアクセスし、直接アンケートフォームに記入いただく方式に変更するので、都道府県においては、引き続き要望量調査の管内市町村への周知について、ご協力を願いしたい。ただし、(1)これまで複数回実施していた回数を見直し必要最小限とする、(2)調査内容等の照会は農林水産省に直接行ってもらうよう明示する、といったことを実施し、都道府県の負担軽減に努めてまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

第1次回答で示された事務負担軽減の早期実現に向け、検討をお願いしたい。

また、要望量調査のアンケート方式への変更については賛同するが、市町村事務の負担増とならないようになるとともに、アンケート結果や施設の利用実績等の情報提供をお願いしたい。

なお、第1次回答で記載のあった、要望量調査の市町村への周知については協力する考えであるが、複数ある事業メニューについて一括して調査依頼するなど、都道府県の事務負担軽減に配慮願いたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

【全国市長会】

事業実施主体が民間事業者であっても市町村が活性化計画を作成する必要があるので、県と情報を共有するために県を経由した要望量調査は一定の意義があるとの意見が寄せられているため、その点については配慮していただきたい。

各府省からの第2次回答

施設の利用実績調査等、市町村からの申請を受理した後に必要となる調査については、令和5年度5月頃に予定している次回調査から、計画主体が市町村である場合は国から市町村に直接調査依頼を行うことを徹底する。

事業実施前の要望量調査については、令和5年度4月頃に予定している次回調査から、農林水産省ホームページ内アンケートフォームのリンク先を記載した事務連絡を国から都道府県に対し発出する方法とし、都道府県においては、管内市町村への周知をお願いしたい。

施設の利用実績調査等及び要望量調査の結果の概要については、関係する都道府県に情報共有を図ることしたい。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【農林水産省】

(17) 農山漁村振興交付金

農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション等整備事業のうち定住促進対策型及び交流対策型)に関する調査等については、都道府県の事務負担を軽減するため、令和5年度実施予定の調査から、当該交付金を国が市町村に直接交付する事業に係る調査は都道府県を経由せず国が直接実施するなど、運用の改善を図る。